

令和 8 年 3 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 1 号

令和 8 年度射水市一般会計予算

議案第 2 号

令和 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号

令和 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 4 号

令和 8 年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 8 年度射水市水道事業会計予算

議案第 6 号

令和 8 年度射水市下水道事業会計予算

議案第 7 号

令和 8 年度射水市病院事業会計予算

議案第 8 号

令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 9 号

令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 10 号

令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 11 号

令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号

令和 7 年度射水市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 13 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 14 号

令和 7 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）

以上 14 議案については、別途説明につき説明省略

議案第15号

射水市田中基金条例の制定について

(説明)

子育て環境の充実、未来を担う人材の育成等を通じた魅力あるまちづくりに資するため、田中産業株式会社及び関係会社等からの寄附金をもって、射水市田中基金を設置するため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 積立て

第3条 管理

第4条 運用収益の処理

第5条 処分

第6条 繰替運用

第7条 委任

2 施行期日

条例公布の日

議案第16号

射水市犯罪被害者等支援条例の制定について

(説明)

本市における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支えることにより、市民が安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の責務
- 第5条 市民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 民間支援団体の責務
- 第8条 連携協力
- 第9条 相談及び情報の提供等
- 第10条 心身に受けた影響からの回復
- 第11条 居住の安定等
- 第12条 経済的負担の軽減
- 第13条 安全の確保
- 第14条 雇用の安定
- 第15条 市民の理解の増進
- 第16条 民間支援団体に対する援助
- 第17条 委任

2 施行期日

令和8年4月1日

議案第 17 号

射水市行政手続条例の一部改正について

(説明)

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

法令に基づく処分等に係る聴聞及び弁明の機会の付与の通知を公示送達によって行う場合の方法について、インターネットによる公表が前提とされたことに伴い、条例及び規則に基づく処分等についても同様の手続で行うこととするもの。

2 施行期日

令和 8 年 5 月 21 日

議案第 18 号

射水市介護保険条例の一部改正について

(説明)

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 令和 7 年度税制改正において、給与所得控除の最低保証額が 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられたことに伴い、所得段階が下がる者が生じる等の影響により、介護保険料収入の減少が想定される。介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、第 1 号被保険者に限り、改正前と同様の所得段階となるよう、保険料率の算定に係る合計所得額の算定方式及び保険料率の算定に係る市民税の課税・非課税の境界に関する基準の特例を設けるもの。

(2) (1)の特例は、令和 8 年度の保険料の算定のみ適用することとするもの。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第19号

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第96号。以下「府令」という。)の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例における乳児等通園支援事業に係る規定については、府令の規定を引用しており、同令の改正に伴い、本条例中の字句について改正するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日

議案第20号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)の制定に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例において職員体制の確保、利用定員の遵守等運営の基準を定める事業に特定乳児等通園支援事業を加えるもの。

2 施行期日

令和8年4月1日

議案第 21 号

射水市火入れに関する条例の一部改正について

(説 明)

林野火災に関する注意報の新設に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

市長が林野火災に関する注意報を発した場合において、火入れの制限を行うことができることとするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 2 2 号

射水市火災予防条例の一部改正について

(説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）（以下「省令等」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例で定める火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等の規定については、省令等で基準が定められており、省令等が次のとおり改められたことに伴い、本条例についても同様に改正するもの。

(1) 簡易サウナ設備の追加

ア 簡易サウナ設備を、屋外等のテント及びバレル（木樽）に設ける放熱設備（最大出力6キロワット以下の薪ストーブ又は電気ストーブ）とするもの。

イ 簡易サウナ設備と周囲の可燃物との離隔距離は、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかを確保することとするもの。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる装置を設けることとし、薪ストーブの場合は、周囲で火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することとするもの。

(2) 一般サウナ設備関係

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備とするもの。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出

簡易サウナ設備について、個人が設けるもの以外は届出を要することとするもの。

(4) 火災予防の推進のための施策

住宅における地震発生後の電気火災の予防のため、感震ブレーカーの普及を促進することとするもの。

2 施行期日

令和8年3月31日

議案第23号

財産の取得について

(説明)

不動産の取得について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

1 取得物件

建物の名称 クロスベイ新湊
所在地 射水市本町二丁目97番地
取得部分 大和リース株式会社専有部分
種類 集会所・事務所
構造 鉄骨造2階建（一部3階建）
床面積 1,982.12平方メートル

2 取得価格

987,000,000円
（うち消費税等 89,727,272円）

3 契約の相手方

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥

議案第24号

野手埋立処分所拡張整備工事請負契約について

(説明)

制限付き一般競争入札に付した野手埋立処分所拡張整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
土木一式 工事	759,000,000円 （うち消費税等 69,000,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	竹沢建設・道路技術サービス野手埋立 処分所拡張整備工事共同企業体 代表者 射水市寺塚原 836 番地 3 竹沢建設株式会社 代表取締役 四井 慎一 構成員 射水市橋下条 527 番地 道路技術サービス株式会社 代表取締役 山本 光夫	契約締結の日 ～ 令和10年3月24日

議案第25号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
放生津コミュニティセンター	放生津地域振興会 射水市立町10番20号 会長 宮島 伊佐夫
新湊コミュニティセンター	新湊地域振興会 射水市本町一丁目12番24号 会長 尚和 昌治
七美コミュニティセンター	七美地域振興会 射水市七美898番地 会長 宮嶋 昇
塚原コミュニティセンター	塚原地域振興会 射水市松木761番地 会長 長堀 征雄
三ヶコミュニティセンター	三ヶ地域振興会 射水市三ヶ1045番地1 会長 金木 春男
戸破コミュニティセンター	戸破地域振興会 射水市戸破2917番地1 会長 森田 雅伸
橋下条コミュニティセンター	橋下条地域振興会 射水市橋下条1771番地 会長 寺林 志朗
金山コミュニティセンター	金山地域振興会 射水市青井谷1648番地 会長 稲垣 和成
大江コミュニティセンター	大江地域振興会 射水市大江201番地 会長 森永 隆

南太閤山コミュニティセンター	南太閤山地域振興会 射水市中太閤山13丁目3番地1 会長 塚本 一夫
浅井コミュニティセンター	浅井報徳地域振興会 射水市島1394番地1 会長 柳澤 剣治
櫛田コミュニティセンター	櫛田地域振興会 射水市串田864番地1 会長 大木 敏治

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	<p>今回指定管理者となる各地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、各地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。</p> <p>この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。</p> <p>また、各地域振興会は、各地区に所在するコミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。</p>
過去の実績	<p>放生津地域振興会 放生津コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>新湊地域振興会 新湊コミュニティセンター 平成23年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>七美地域振興会 七美コミュニティセンター 平成25年4月1日から令和3年3月31日まで</p> <p>塚原地域振興会 塚原コミュニティセンター 平成26年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>三ヶ地域振興会 三ヶコミュニティセンター 平成23年4月1日から令和8年3月31日まで</p>

	戸破地域振興会 戸破コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで 橋下条地域振興会 橋下条コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで 金山地域振興会 金山コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで 大江地域振興会 大江コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで 南太閤山地域振興会 南太閤山コミュニティセンター 平成23年4月1日から令和8年3月31日まで 浅井報徳地域振興会 浅井コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで 櫛田地域振興会 櫛田コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和8年3月31日まで
--	---

4 指定の期間の設定理由

施設の維持管理が主たる業務であることを考慮し、設定した。

5 指定管理の内容

- (1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) コミュニティセンターの使用の承認に関する業務
- (3) コミュニティセンターの利用料金に関する業務

6 指定管理者の選定理由

コミュニティセンターの指定管理については、その設置目的である市民の主体的なまちづくりを行うため、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年射水市条例第3号）第5条第5号の規定により公募は行わず、地域振興会を指定管理者としている。

各地域振興会は、これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、引き続き指定管理者として選定するもの。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和8年専決処分数1号

令和7年度射水市一般会計補正予算(第5号)

別途説明につき説明省略

報告第 2 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
25	令和7年12月12日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 33,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和7年11月22日 場 所 射水市水戸田地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
2	令和8年2月4日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 33,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 富山県 3 事由 強風による物損事故 発生日 令和7年12月26日 場 所 射水市海王町地内